

(案) 三郷市立栄中学校PTA会則

第1章 名称及び事務局

第1条 本会は三郷市立栄中学校PTAと称し、事務局を栄中学校におく。
住所：埼玉県三郷市栄4丁目325
(昭和49年5月1日 栄中学校PTA設立)

第2章 目的

第2条 本会は会員相互の親睦をはかり研鑽をかさねて、より教養をたかめ、保護者と教職員が協力して家庭・学校ならびに社会における生徒の幸福な成長をはかることを目的とする。

第3章 方針及び活動

第3条 本会は教育を本旨とし前条の目的を達成するため、次の方針に従って活動する。

1. 会の円滑な運営を図り、あわせて会員の意識向上を目指し、各種研修会及び講習会を行う。
2. 家庭と学級との緊密な連絡を保ち生徒の健全育成に努める。
3. 生徒のための良好な環境の維持保全につとめ福祉の増進を図る。
4. 公教育の充実と学校行事への協力に努める。
5. 生徒福祉のために活動する他団体及び機関に協力する。
6. 特定の政党や宗教にかたよることなく、また私的な営利を目的とする行為は行わない。
7. その他、本会の目的達成に必要な事業を行う。

第4章 会員

第4条 本会の会員は本校に在籍する生徒の保護者及び本校に在籍する教職員とする。
第5条 本会の会員はより良い会員となるように努め、全て平等の義務と権利を有する。
第6条 教職員は各委員会に所属し活動に協力する。
第7条 本会は三郷市PTA連合会、埼玉PTA連合協議会、埼玉県PTA連合会、日本PTA連合会に加盟する。

第5章 会計

第8条 本会の活動にかかわる経費は、会費その他の収入によって賄われる。
第9条 本会の会員は会費を納めるものとし、会費は一世帯につき年間4200円とする。
(但し、中途の場合1か月350円で計算する)
第10条 本会の会計は総会に於いて決議された予算に基づいて行われる。
第11条 本会の決算は会計監査を経て、総会の承認を得なければならない。
第12条 本会の会計年度は毎年4月1日より翌年3月31日までとする。

第6章 役員

第13条 本会の役員は次のとおりとする。
会長 1名 副会長 複数名 常任理事 若干名 (学校側)
会計 P2名以上 T1名 書記2名以上 監事2名以上 地区理事 各町会2名以上
理事 若干名 (各委員会正副委員長) クラス委員 (各クラス5名以上 理事を除く)

第14条 役員を選出は次のとおりとする。

1. 会長・副会長の選出は、1月に常任理事・各委員会による選考委員会の構成及び立候補の受付をし、又は、会員中より推薦を行い理事会にはかり総会の承認を得て決定する。
2. 常任理事は学校側より選出し、理事会の承認を得て総会に報告する。
3. 総務委員及び校外委員会は前1項による選考委員会が会員中より選任し、理事会の承認を得て総会に報告する。
4. 地区理事は各町会2名以上を会員中より互選し理事会の承認を得る。
5. 各委員会の委員長及び委員の選出方法については、細則に定める。
但し委員長及び副委員長、地区理事は、兼任できない。

第15条 本会の運営や経理の監査について諮問に応ずる若干名の顧問と会計監査をおくことができる。顧問は会長が委嘱し総会において報告する。会計監査は会員に限らず役員経験者の中から会長が委嘱し総会において報告する。

顧問は会長の諮問に応じて、指導助言、相談にあたる。会計監査は、会計を指導し帳簿を監査する。

第16条 役員任期は1年とし、再任は妨げない。但し役員に欠員が生じたとき補充された役員任期は前任者の残任期間とする。

第17条 役員任務は次の通りとする。

1. 会長は本会を代表し会務を総括する。
2. 副会長は会長を補佐し会長に事故あるときはその職務を代行する。
3. 常任理事は理事会に出席し、本会の運営に参画する。
4. 書記は各会議に参加し本会の活動に関する事項を記録保管し、この会の事務を処理する。
5. 会計は総会にて決定した予算に基づいて、この会の全ての会計事務を処理する。
6. 理事は本会の運営に参画し、審議及び決算事項の処理にあたり、校外指導委員となる。
7. 監事は、会の運営及び会計を指導し帳簿を監査する。

第7章 会議

第18条 この会を円滑に運営するために次の会議をもつ。

1. 総会
2. 理事会
3. 学年委員会
4. 専門委員会
5. 特別委員会

第19条 総会は最高の決議機関であり全会員をもって構成され、年1回会長が招集する。

但し会員の3分の1以上の要求があった場合、または理事会が必要と認めた場合は臨時総会を開くことができる。

第20条 総会は全会員の過半数の出席（委任状を含む）によって成立し、次の事項を審議決定する。

1. 事業報告、決算報告及び事業計画、予算に関すること。
2. 会則の制定または改正に関すること。
3. 役員承認及び選任に関すること。
4. その他、会の運営に必要な事項。

第21条 理事会は総会に次ぐ決議機関であり、会長が招集し、会長・副会長・校長・常任理事・正副理事・書記・会計・各委員会正副委員長によって構成され、会長が議長となり各委員会の連絡調整をはかり、必要事項を審議決定する。

第22条 各委員会は第2条の目的達成のため、第3条の方針に基づき活動をする。
運営に必要な事項については別に定める。

第23条 特別委員会は、会長が運営上必要と認めたとき、理事会の承認を得て設けることができる。
但し委員長は会長が委嘱する。

第24条 会長が運営上必要と認めたとき、会長・副会長・会計・書記・監事によって総務会を開くことができる。

第25条 本会の各会議の議決は出席者の過半数をもって成立する。

第26条 本則に定めない事項は細則に定める。

第8章 細則

第27条 細則の制定または改正は理事会の決議を経て総会に報告する。

第9章 付則

第28条 本会の会則は

	平成 2年	5月 12日	改 正
	平成 4年	5月 9日	一部改正
	平成 5年	5月 15日	一部改正
	平成 6年	5月 21日	一部改正
	平成 8年	5月 18日	一部改正
	平成11年	4月 1日	一部改正
	平成17年	4月 4日	一部改正
	平成23年	4月 15日	一部改正
	平成26年	4月 25日	一部改正
	平成27年	5月 8日	一部改正
	平成28年	5月 2日	一部改正
	平成29年	5月 2日	一部改正

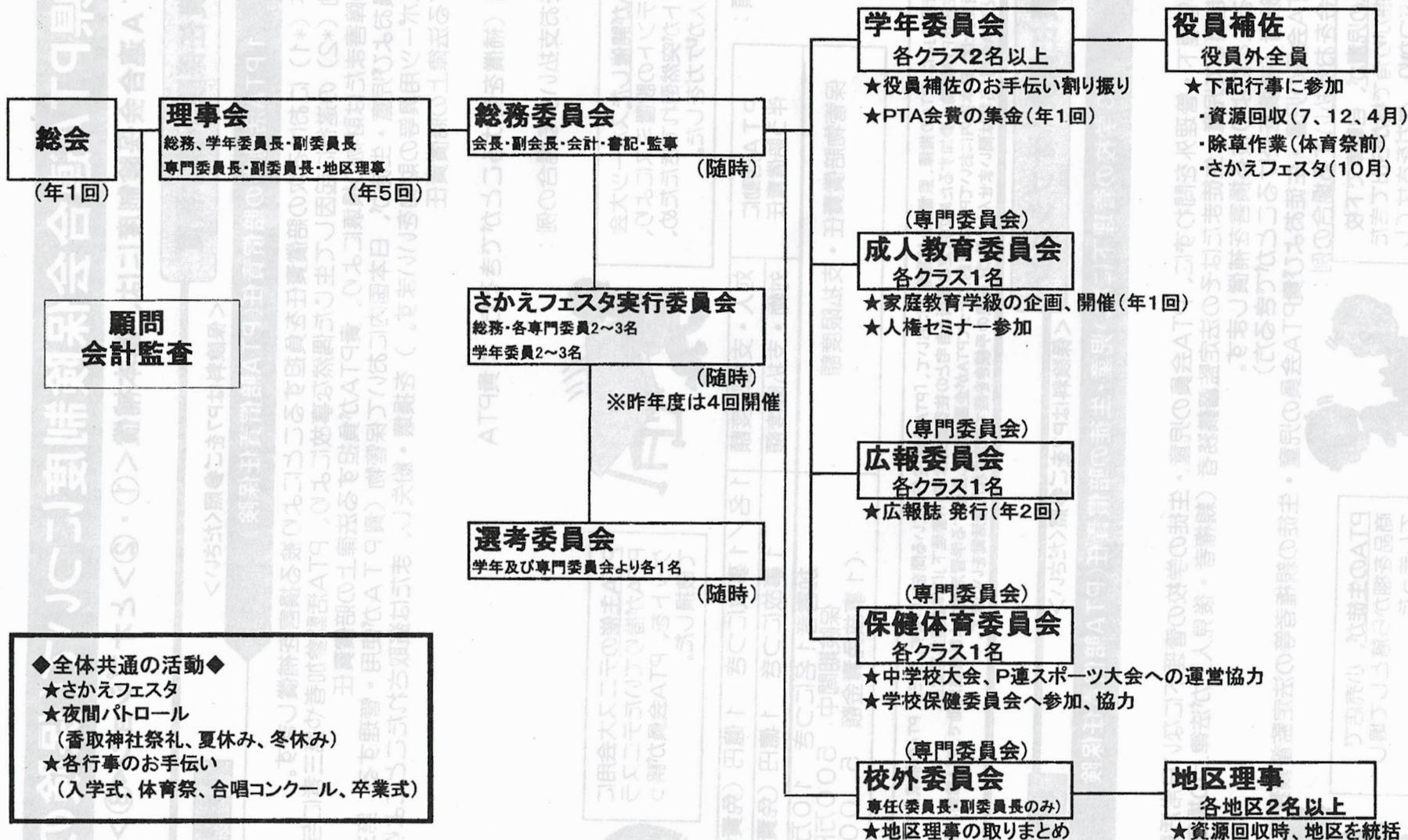
三郷市立栄中学校PTA細則

- 第1条 本会は第3条の方針及び活動を円滑に遂行するため、次のとおり定める。
- 第2条 本会は第2条の目的達成のために次の委員会をおく。
1. 学年委員会（1学年・2学年・3学年）
 2. 広報委員会
 3. 成人委員会
 4. 校外指導委員会
 5. 保健体育委員会
- 第3条 学年委員会は学年ごとに各学級から委員2名以上を選出し、各学年委員会を構成する。
- 第4条 各専門委員長、副委員長の選出は委員会ごとに予定者を推薦し、会長がこれを委嘱する。
- 第5条 各委員会は次の方針に基づき活動する。
1. 学年委員会
 - (1) 学校及び家庭との密接な連絡をとり、保護者会・授業参観・各研修会等に協力し、保護者と教職員の相互理解をはかる。
 - (2) 生徒の進路に関係する情報・資料を集め、保護者の進路に対する意識を高める。
 2. 広報委員会
 - (1) 会員の意識を高め、PTA活動の理解を得るため、広報誌『さかえ』を年2回位発行する。
 - (2) 学校及びPTAの諸活動の取材等を通して、会員相互の情報の伝達、及び意見の交換等につとめる。
 - (3) PTA連合会主催行事への参加・協力。
 3. 成人教育委員会
公教育の理解と会員相互の知識及び教養を高めるため、次の事業を行う。
 - (1) 家庭教育学級の開催（同和教育、交通安全教育、その他）。
 - (2) 研修会の実施。
 - (3) コーラス部への在籍。
 - (4) PTA連合会主催行事への参加・協力。
 4. 校外指導委員会
P連の校外指導委員会に参加するとともに、地域の実情をふまえて生徒の健全な校外生活を育成するための活動をする。
 - (1) 一声運動（あいさつ運動）。
 - (2) 指導パトロール。
 - (3) 資源回収への協力。
 5. 保健体育委員会
会員の健康増進と親睦をはかるため、次の活動を行う。
 - (1) 運動部（バレーボール部・ソフトボール部、その他）の育成。
 - (2) PTA連合会主催行事への参加・協力。
 - (3) 市民体育祭への参加・協力。
- 第6条 前第2条の各委員会は、次の行事などに参加・協力する。
1. 入学式
 2. 栄中祭（体育祭・文化祭）
 3. 校内整備
 4. バザー
 5. 卒業式
- 第7条 各委員会には1名の担当教師が所属し相談役にあたる。
- 第8条 専門委員会はP連各専門委員会の構成メンバーとして、P連の専門部会の活動に参加する。
- 第9条 総会は1・2・3学年会員、教職員及び新旧役員によって構成する。

三郷市立栄中学校PTA慶弔規定

- 第1条 本会は次の1つに該当したときは、慶弔見舞いを行う。
1. 生徒及び生徒の両親のいずれか又は両親に代わる者のいずれかが死亡した時は10,000円の香典を供える。
 2. 生徒及び教職員が死亡した時は、10,000円の香典を供える。
 3. 教職員の父母又は配偶者及び子供が死亡した時は、10,000円の香典を供える。
 4. 生徒及び教職員が病気又は傷病により10日以上入院した時は、5,000円の見舞金を贈る。
 5. 教職員が結婚した時は、10,000円の祝金を贈る。
 6. 教職員及びその配偶者が出産した時は、10,000円の祝金を贈る。
 7. 教職員が退任した時勤続年数5年未満は、5,000円 5年以上は10,000円
校長・教頭には、10,000円の記念品又は餞別を贈る。
- 第2条 前条の他必要と認められた時は、役員会にはかり処理する。また緊急を要する時は会長が先決し、事後承諾することができる。
- 第3条 この慶弔見舞に対する物的返礼は、一切行ってはならない。
- 付 則 この規定は平成 3年 4月 1日より施行する。
この規定は平成11年 4月 1日より施行する。

栄中学校PTA 組織図 【各委員会の主な活動内容】



- ◆全体共通の活動◆
- ★さかえフェスタ
 - ★夜間パトロール
(香取神社祭礼、夏休み、冬休み)
 - ★各行事のお手伝い
(入学式、体育祭、合唱コンクール、卒業式)

PTAの活動は、保護者の皆様のご協力により行われています。ご理解とご協力をお願いいたします。

PTAの活動は、保護者の皆様のご協力により行われています。ご理解とご協力をお願いいたします。

PTAの活動は、保護者の皆様のご協力により行われています。ご理解とご協力をお願いいたします。